居宅介護支援事業所管理者 様

木曽広域連合健康福祉課

訪問介護の生活援助中心型サービスにおける 利用回数基準超ケアプランの届け出について

日頃より介護保険事業においてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)が改正され、同基準第 13 条第 18 号の 2 において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合に、居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされています。

平成30年5月2日付厚生労働省告示第218号において、届け出が必要な計画(ケアプラン)は以下のように定められておりますので、届け出が必要となるケアプランを作成した場合には、別紙の「訪問介護の生活援助中心型サービスにおける利用回数基準超ケアプラン届出書」及び関係書類を提出いただきますようお願いします。

【届け出が必要となる計画 (ケアプラン)】

○ 生活援助中心型サービス(※)を次の回数以上に位置付けたケアプラン

要介護1 1月につき27回

要介護4 1月につき38回

要介護 2 1月につき 34回

要介護 5 1月につき 31回

要介護3 1月につき43回

- ※生活援助中心型サービスとは、別紙「参考資料」の『1訪問介護費 ロ 生活援助が中心 である場合』のことを指します。
- ※平成30年10月1日以降のサービス提供分が対象となります。
- 【提出書類】利用回数基準超ケアプラン届出書 1部 居宅サービス計画書(第1表~第7表) 1部
- 【提出時期】基準回数超となる月の翌月末までに提出。(10月計画分であれば11月末までに提出)
- 【その他】届け出による有効期間は、サービス計画の月からその方の認定有効期間終 了日までとなります。新規申請時、更新時、区分変更時に、国の定めた基 準回数を超えて計画した場合は再度届出書等の提出が必要となります。
 - ※ Q&A を作成しましたので参考としてください。

木曽広域連合 健康福祉課 福祉係 TEL 0264-23-1050 FAX 0264-23-1052